

神戸日独協会会議室使用規定

1. 使用許可基準

- 1). 神戸日独教会(以下本協会)の活動趣旨である日独の交流に資するものに限る。
- 2). 本協会の法人会員および個人会員が主催する会合等に限る。
利用者に会員外の方が含まれても可。
- 3). その他役員会が適当と認めたもの。

2. 使用時間

- 1). 本協会の主催および共催する講座・教室・行事・会合のない時間帯に限る。
- 2). 午前10時から午後9時まで、1時間単位とする。
- 3). 閉室日は原則として使用できない。閉室日および午前の使用については、使用者が開閉等の管理を行う。

3. 使用料金

- 1). 一時間につき1500円とする。
- 2). 光熱水料を含むが、消費税は含まない。
- 3). コピー機等備付機器の使用料は含まない。

4. 使用手続き

- 1). 申込先：神戸日独協会事務室
- 2). 所定の「神戸日独協会会議室使用願」を使用日の1週間前までに提出し、本協会の許可を得ること。
- 3). 申込後の使用変更・取消しは速やかに連絡すること。

5. その他

- 1). 使用による部屋及び備品の損傷については、使用者の負担にて原状回復しなければならない。
- 2). 本協会員以外への又貸しは認めない。